

令和2年5月1日

会員各位

緊急経済対策における税制上の措置等について

日頃より本協議会の運営にご尽力ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年4月20日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」における税制上の措置に関しましては、令和2年4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」(令和2年法律第25号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第26号)が成立、同日施行されました。これにより、国税・地方税における各措置のほか、社会保険料についても納付猶予の特例が創設されました。

ついては、ご参考までに関係のホームページ等をお知らせいたします。

● 国税に関する措置

(国税庁ホームページ)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/index.htm>

トップページ > 新型コロナウイルス感染症に関する対応等について

> 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

(国税に関する問合せ先)

国税庁官官房総務課

TEL03-3581-4161 (甲斐様・原岡様)

さきん

● 地方税に関する措置

(総務省ホームページ)

https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

トップページ > 新型コロナウイルス感染症対策関連 > 地方行財政 > 地方税制

(地方税に関する問合せ先)

総務省自治税務局企画課

TEL03-5253-5658 (西村様・金谷様)

● 社会保険料に関する措置

(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html

トップページ > 社会保険料の納付等について

(社会保険料に関する問合せ先)

厚生労働省政策統括室

TEL03-3595-2159 (阿部様・吉澤様)